

令和8年第4回浅口市教育委員会議事録

1. 招集日時 令和8年3月11日(水)

2. 場 所 浅口市中央公民館大講義室

3. 開 会 午後3時00分

4. 閉 会 午後5時53分

5. 出席者 文谷元信 高戸崇 藤澤弘幸 河野由美子 坂本正恵

6. 説明のために出席した者の氏名

教育次長	難波勝敏	教育総務課長	大島永太郎
学校教育課長	加藤靖雄	保育未来課長	平田貴俊
ひとづくり推進課長	園部 智	金光分室長	中嶋利恵
寄島分室長	山本峯廣	学校給食センター所長	安原直子
教育総務課	平井恵美子	(事務局)	

7. 傍聴人 なし

8. 議 事

日程1 議事録署名委員について

浅口市教育委員会会議規則第29条により坂本委員を指名。

(了承)

日程2 会期について

本日3月11日の1日会期。

(承認)

本会議の通知後に、日程3 議案第7号「県費負担教育職員たる校長の任免の内申について」、日程5 議案第9号「浅口市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について」、日程6 議案第10号「浅口市認定地域クラブ活動指導者要綱の制定について」、日程7 議案第11号「浅口市

認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱の制定について」及び日程 8 議案第 12 号「浅口市認定地域クラブ助成金交付要綱の制定について」議案取下げ、また、「教育委員会事務局職員の教育次長及び理事、課長級の任免について」及び「教育委員会事務局職員の懲戒処分について」議案追加があったため、日程を調整し審議することを諮る。

(承認)

日程 3 議案第 7 号 準要保護の認定について

※非公開

(学校教育課長)

令和 8 年度前年度支給申請分 2 件について、資料により説明。

(教育長)

1 件認定、1 件不認定。

(学校教育課長)

令和 7 年度新規申請分 1 件について、資料により説明。

(教育長)

1 件認定。

(承認)

日程 4 議案第 8 号 浅口市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則について

(教育総務課長)

資料により説明。

教育委員会事務局における社会教育関連事務の集約及び効率化等のため、必要な改正を行うものである。ご承知のように、本市では、複数の社会教育施設やスポーツ施設を有しており、近年、それらの老朽化に伴う改修工事等が増加傾向にある。これらの事務を効率的かつ専門的に執行し、また、施設管理を含む社会教育関連事務を一元的に管理執行するため、金光及び寄島分室をひとつづくり推進課内の分室として位置付けるものである。参考資料として変更前後の教育委員会の機構図を配付している。第 1 条の浅口市教育委員会事務局処務規則の一部改正は、分室の位置付けの変更及び事務分掌等の改正を行うもの、第 2 条の浅口市教育委員会職員職名規則の一部改正は、分室の位置付けの変更に伴う、分室長の職位の変更

等に必要な改正を行うもの、第3条の教育長に対する事務委任規則の一部改正は、分室長の職位の変更等に伴い、必要な改正を行うもの、第4条の浅口市教育委員会公印規則の一部改正は、分室の事務分掌の変更等に伴う公印管理部署の変更等に必要な改正を行うものである。

(教育長)

分室の位置付けを変更するものである。ひとづくり推進課の内に移すということが主なものである。

(承認)

日程5 議案第9号 浅口市立幼稚園園則の一部を改正する規則について

(保育未来課長)

資料により説明。

浅口市立幼稚園園則第2条において規定をしている1学級当たりの規程について、学校教育法の幼稚園設置基準の改正に伴い所要の改正を行う。現行は3歳児及び4歳児の学級は30人以下、5歳児の学級が35人以下となっているが、改正後は、全学級30人以下となる。本改正は、特別な配慮を必要とする園児数が増加傾向にあり、その発達特性等に応じた環境整備のために行うもので、施行日は令和8年4月1日からとなる。

(承認)

日程6 議案第10号 浅口市生涯学習推進本部要綱の一部を改正する告示について

(ひとづくり推進課長)

資料により説明。

浅口市生涯学習推進本部要綱の一部改正内容としては、別表中第2「金光及び寄島分室長・図書館長」を「教育次長・教育総務課長・学校教育課長・保育未来課長・学校給食センター所長」に改めるものである。令和8年4月1日から施行する。先ほど説明のあった、ひとづくり推進課の中に、金光及び寄島分室が入ることから、要綱の一部改正を行うものである。

(教育長)

先ほどの議案第8号の規則改正に伴うものである。

(承認)

日程7 議案第11号 浅口市立保育所運営規程等の一部を改正する告示について

(保育未来課長)

資料により説明。

浅口市立保育所運営規程、浅口市立幼稚園運営規程及び浅口市立認定こども園運営規程において規定をしている食料費について、給食材料費の高騰が続いている状況を踏まえ、それぞれ所要の改正を行うものである。

保育所と認定こども園について、現行の食料費の年額70,000円以内から、改正後は80,000円以内となる。なお、実際にはこれらの食料費は、月単位で設定をされており、令和7年度は月額5,400円だが、令和8年度は約1割の高騰を見込んで、月額6,000円に変更し、これに12月を掛けると年額としては72,000円となる。このため、70,000円を超えてしまうので、この度80,000円以内とする改正を行いたいと考えている。

続いて幼稚園だが、現行の食料費の年額40,000円以内から改正後は50,000円以内となる。こちらも実際幼稚園について、食料費は一食当たりで設定されており、令和8年度に1割の高騰を見込んで1食310円に変更し、年間の食数が140食程度であるので、年額としては43,400円程度を見込んでおり、そのため40,000円を超えるため、この度50,000円以内と改正を行いたいと考えている。本改正の施行日は、令和8年4月1日からとなる。

(承認)

日程8 議案第12号 浅口市私立保育所等給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

(保育未来課長)

資料により説明。

浅口市私立保育所等給食費補助金交付要綱の別表において規定している補助金の額について、公立園の給食費については令和5年以降の上昇分を公費負担している。これと同程度の補助を私立園に対しても行うため、所要の改正を行うもので

ある。別表中の1号認定についてから説明する。改正後は月額最大583円掛ける在園児数となる。改正前は1人当たりの補助額を40円掛ける食数で計算していたが、私立園から毎月毎の園児数の食数を確認する事務作業が煩雑であるとの意見があったため、この度月額に変更をしている。月額583円とは、公立園の1号認定児の給食費が令和5年以降の高騰分1食あたり50円、これを公費負担しているが、年間の食数が140食程度のため、年間の負担額は先ほどの50円掛ける140食で7,000円となり、この7,000円を12月で割り戻した金額が583円となる。続いて、2号認定児については、現行の800円から改正後は月額1,000円となる。月額の1,000円については、公立園の2号認定児の給食費を基準としており、令和5年度から月額1,000円の値上げが実施されている。私立園についても、公平性の観点からこの改定額に準ずる形で改正を行うものである。本改正に合わせ、補助金の交付申請書である様式第1号を改めると共に、この告示の失効期日を令和9年5月31日限りとする。なお、改正の施行日は令和8年4月1日からとする。

(承認)

日程9 議案第13号 浅口市保育士等雇用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

(保育未来課長)

資料により説明。

浅口市保育士等雇用促進事業補助金交付要綱の失効期日が令和8年5月31日となっているが、3年間延長し、令和11年5月31日とするものである。この補助金は過去3年間の期限で行っていたが、効果が見込まれるということで、この度3年間を延長するものである。この告示は公布の日から施行する。

(教育長)

一定の成果・効果があるということで、3年間延長を図りたいということである。

(承認)

日程10 議案第14号 浅口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正

する訓令について

(教育総務課長)

資料により説明。

本件については、議案第8号と同様に、分室の位置付け及び分室長の職位の変更に伴うもののほか、必要な改正を行うものである。

(承認)

日程11 議案第15号 浅口市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について

(ひとづくり推進課長)

資料により説明。

浅口市社会教育委員兼公民館運営審議会委員について、これは委員全員の任期が令和8年3月31日で満了するため、社会教育法、社会教育委員条例、浅口市公民館条例の規定に基づき、委員を新たに委嘱するものである。今回委嘱する方が資料に記載のあった10名である。任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなる。

(承認)

日程12 議案第16号 浅口市文化財保護委員会委員の委嘱について
(ひとづくり推進課長)

資料により説明。

浅口市文化財保護委員委員の委嘱について、これは委員全員の任期が令和8年3月31日で満了するため、文化財保護法、浅口市文化財保護条例及び浅口市文化財保護委員会規則に基づき、委員を新たに委嘱するものである。委員の方には、委員名簿の記載のあった通り7名の方の委嘱になる。

(承認)

日程13 議案第17号 令和8年度(2026年度)教育行政の基本方針について

(教育総務課長)

教育行政の基本方針は新年度の教育行政の運営に当たり方針を示すもので、内容説明は各課等が行う。

P1～P6及びP12～13を説明。

「学校施設の整備・充実」について取組みを進める。

(学校教育課長)

P 7～P 12を説明。

「確かな学力向上の推進」「心の教育の推進」「体育・健康教育の充実」「デジタル社会に対応した教育の充実」について取組みを進める。

(ひとづくり推進課長)

P 14～P 24を説明。

「生涯学習の充実」「青少年健全育成団体の活動支援」「社会教育施設の整備・充実」「スポーツ推進計画の推進」「各種スポーツ団体の育成・支援」「スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実」「歴史・文化的資源の保全・活用」「芸術文化活動の振興」「文化施設の整備・充実」「国際交流の推進」「国際的に活躍できる青少年の育成」「国際理解教育の推進」「人権啓発、人権教育の推進」について取組みを進める。

(保育未来課長)

P 25～P 27を説明。

「出産・育児・保育サポートの充実」「放課後児童健全育成事業の充実」「遊び・交流の場の整備・充実」について取組みを進める。

(教育長)

全体を通しての質問を受ける。

(教育委員)

学校運営協議会のことは、地域学校共同活動事業の取組みの中に入るか。

(学校教育課長)

学校運営協議会はP 8 社会に開かれた学校づくりの欄に記載している。

(教育委員)

鴨方東小学校の学校運営協議会のメンバーだが、市として、岡山大学の先生と連携をしていると思うが、ここ数年お姿を見たことがない。現在先生とはどのように関わりを持たれているのかお伺いしたい。

(学校教育課長)

今年度初めに教育長が就任したタイミングで、私と教育長

と担当者で大学に伺い、今年度も引き続きお願いしたい旨の話をしている。大学の方もご多忙ということもあり、なかなか参加が難しいが、可能な範囲で協力させていただくということでお話は頂いている。

(教育委員)

この3月に鴨方東小学校の学校運営協議会で学校評価を実施している。大学の先生は来てはないが、せめて評価だけは見ていただいて、何かコメント等をいただきたいと思う。学校運営協議会は自分たちだけでやっていることなので、自己満足で終わっている部分もあるかも分からないし、実際に他の学校はどのような取組みをしているのか、全体的な流れがどうなのかというのが全く分からないので、可能ならば、オンラインであるとか何らかの方法で関わりを持って欲しい。

(学校教育課長)

その点については、また来年度の方向性も決めていかなければならず、鴨方東小学校だけではないので、また、大学の先生方の職責のこともあるので、今後大学とも話をさせていただきたいと思う。

(教育委員)

確かな学力向上の推進についての指標があるが、各校で様々な事業を行っている。指標は、家庭での児童生徒の姿になっているが、可能ならば、学校でしていることや学力にもう少し直結しているような内容を指標にする方がじっくりくるのではないかと思うのでまた検討いただきたい。

(学校教育課長)

頂いたご意見を参考に検討させていただきたいと思う。

(教育委員)

鴨方高校マイプレイスとの連携というのは、実際にはどのような事業になるか。

(学校教育課長)

各中学校から適用指導教室に通っている生徒がいるが、その中で適用指導教室に行きにくい生徒の中には、マイプレイスに行ってみるといことがある。中学校3年生の高校の進学を見据えた上で高校の先生の話聞く等の連携になる。

(教育委員)

鴨方高校のその教室には専門の先生がいらっしゃるか。

(学校教育課長)

鴨方高校の先生ではなく、県から派遣されている教育庁人権教育・生徒指導課の先生になる。

(教育委員)

事務局、教育機関の機構についてだが、生涯学習係とスポーツ推進係、文化財係と、金光分室、寄島分室が横並びの関係になるのか。

(教育総務課長)

ひとつづくり推進課の中に金光分室と寄島分室が入るようになる。生涯学習係やスポーツ推進係、文化財係との間となる。

(教育委員)

金光・寄島分室の事務の集約について、実質これは分室長補佐の立場の方がいなくなるということで、人が減るということになるか。

(教育次長)

教育委員会事務局の中に、複数の社会教育施設やスポーツ施設があるが、施設の老朽化であったり、照明機器のLED化、トイレの洋式化というような大規模な工事をするに当たり、分室で実施することが効率的ではないので、そういった大きな工事についてはひとつづくり推進課に集約し効率化を図っていく。また、大きなイベント、例えばマラソン大会や市民体育祭のような大きい大会についても集約化し、現段階では業務に合わせて人も動かしていこうということである。市民サービスの部分では、施設の貸出や備品の貸出等は今まで通り行い、公民館講座についても分室で行っていく。施設を利用する市民には大きな影響はないように考えながら見直している。

(教育委員)

いろんなイベントを行っているので、今後も市民の皆さんがこれまで通りしっかり活用できるといいなと思う。

(教育委員)

給食費支援について、今まで中学校・義務教育学校後期課程の無償化を実施しており、小学校・義務教育学校前期課程が無償化するとなると、給食費値上げ分を公費負担する学校等給食費高騰対策事業というのは具体的には何が残るのか。

(学校教育課長)

小学校等の場合は、1人当たりの国・県の負担金額が市で掛かる一人当たりの金額と比べると年間1万円ぐらい足りない。物価高騰等で上がっている分を補う意味でこの項目は残している。

(承認)

日程14 議案第18号 教育委員会事務局職員の教育次長及び理事、課長級の任免について

※非公開

(教育次長)

資料により説明。

(承認)

日程15 議案第19号 教育委員会事務局職員の懲戒処分について

※非公開

(教育総務課長)

資料により説明。

(承認)

日程16 浅口市業務量管理・健康確保措置実施計画について

(学校教育課長)

資料により説明。

この計画の策定の趣旨は、教職員が心身とも健康で、その専門性を最大限に発揮できる環境を整えることを目的としている。先般の給特法の改正に基づき、教育委員会に対して業務量管理・健康確保措置実施計画の策定と公表が義務付けられた。市のホームページ等で公表し、総合教育会議等でも報告をする。

日程17 諸般の報告について

(教育次長)

令和8年度当初予算について教育委員会事務局分の新規事業を中心に概要を説明。

3月市議会一般質問1日目・2日目の教育委員会関係分の内容について報告。

(教育総務課長)

第3期浅口市教育大綱の評価検証について報告。

義務教育学校寄島学園職員等駐車場の供用開始について報告。

(学校教育課長)

令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果等の考察と今後の取組について説明。

令和7年度の学校評価書と令和8年度の教育課程を教育委員へ配付。

(保育未来課長)

こども誰でも通園制度について説明。

(ひとつづくり推進課長)

浅口市寄島町アッケシソウを守る会の公益社団法人日本水環境学会の2025年度の水環境文化賞受賞を報告。

3月15日に開催するあさくちスポーツフェスタについて説明。

(金光分室長)

令和8年度浅口市民体育祭金光大会の開催日が5月24日に決定したことについて説明。

(寄島分室長)

浅口市マラソン大会のコースについて説明。

(学校給食センター所長)

令和7年度最終の給食提供日及び令和8年度最初の給食提供日について報告。

日程18 その他
特になし

次回教育委員会議

定例会 令和8年4月17日(金) 13時30分から

令和 8年 4月 17日

浅口市教育委員会

教 育 長 文谷元信

委 員 坂本正恵

作成職員 平井恵美子